

正誤

平成二十四年八月二十八日厚生労働省告示第四百八十八号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件）

別表の 34 の項中「24 日」は「10 日」の誤り。